

議案第 18 号

東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定の
期間の変更について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定の
期間の変更について

東京都板橋区立特別養護老人ホームの指定管理者の指定の期間を下記
のとおり変更する。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
東京都板橋区立特別養護老人ホームみどりの苑	東京都板橋区前野町五丁目 9 番 3 号
東京都板橋区立特別養護老人ホームいずみの苑	東京都板橋区東坂下二丁目 2 番 2 号

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公の施設の名称	指定管理者の名称	主たる事務所の所在地
東京都板橋区立特別養護老人ホームみどりの苑	社会福祉法人至誠学舎東京	東京都西東京市新町一丁目 11 番 25 号
東京都板橋区立特別養護老人ホームいずみの苑	社会福祉法人東京援護協会	東京都千代田区鍛冶町一丁目 8 番 5 号

3 指定の期間

変更前 平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

変更後 平成 28 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

特別養護老人ホームの指定管理者の指定の期間を変更する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき提出するものである。